

最高裁、夫婦別姓再び認めず 同姓の規定「合憲」と判断

2021/6/23 15:05 (2021/6/23 19:29更新) | 日本経済新聞 電子版



最高裁の合憲判断を受けて記者の質問に答える申立人や弁護団(23日午後、東京都千代田区)

夫婦同姓を定めた民法などの規定について、最高裁大法廷(裁判長・大谷直人長官)は23日、「合憲」とする判断を示した。大法廷の合憲判断は2015年以来で2例目。夫婦がそれぞれ望む姓を使える「選択的夫婦別姓」を求める声は高まっているが、最高裁は再び、別姓を認めない司法判断をした。国会の議論などに与える影響が注目される。

【関連記事】

- ・[「いつになったら選べますか」最高裁、夫婦別姓認めず](#)
- ・[夫婦別姓認めず、最高裁は合憲判断 識者に聞く](#)

東京都内の事実婚夫婦3組が、婚姻後の姓を選ぶ項目で「夫の氏」「妻の氏」の両方に印を付けた婚姻届を自治体に提出したものの、受理されなかったとして訴えていた。「夫婦は婚姻の際に夫または妻の氏を称する」と定める民法750条と、婚姻届に「夫婦が称する氏」を記載するとした戸籍法74条の規定が争点となった。

事実婚夫婦側は▽「別姓を希望する信条」を差別しており、法の下での平等を定めた憲法14条に反

する▽両性の本質的平等を定める憲法24条に反する——などと主張した。



最高裁に入る申立人ら(23日、東京都千代田区)

大法廷はこの日の決定理由で、15年の合憲判断以降の社会や国民意識の変化を踏まえても「(15年の)判断を変更すべきとは認められない」と説明。内閣府の17年世論調査で選択的夫婦別姓の容認派が42.5%となり「必要ない」を上回るなど、容認意見が多くみられる最近の状況下でも、なお現行の同姓規定は合憲との判断を維持した。

一方で、夫婦の姓でどういった制度をとるべきかという問題と、現行法の規定が憲法違反かどうかの問題は「次元を異にする」とも指摘。「国会で論ぜられ判断されるべき事柄にほかならない」とした。最高裁は15年の合憲判断時も国会に議論を求めており、司法の場ではなく国会で制度のあり方の議論を深めるよう、改めて促した格好だ。

最高裁の全裁判官15人で審理。11人が「合憲」とし、4人が「違憲」とする意見を付けた。

最高裁判事として初めて旧姓を使った宮崎裕子裁判官(弁護士出身)と、宇賀克也裁判官(学者出身)は違憲との立場を表明。「夫婦同姓を受け入れない限り婚姻の意思決定を法的に認めない制約を課し、合理性があるとはいえない。不当な国家介入だ」と批判した。

草野耕一裁判官(弁護士出身)は「選択的夫婦別姓の導入で向上する国民の福利は、導入で減少する福利よりはるかに大きい。導入しないことは余りにも個人の尊厳をないがしろにする行いだ」と主張。三浦守裁判官(検察官出身)も「婚姻の自由を不合理に制約している」と指摘した。

一方、「合憲」の多数意見に名を連ねた深山卓也裁判官(裁判官出身)、岡村和美裁判官(行政官出身)、長嶺安政裁判官(同)は補足意見を出し、国会で真摯な議論がされることを期待するとした。

15年の大法廷判決では合憲が10人、違憲が5人だった。

早稲田大の棚村政行教授(家族法)は今回の司法判断を「社会情勢と国民意識の変化を客観的かつ適切に評価することなく、現行規定に合理性があると判断した。時代に逆行している」と指摘。国会の議論に委ねるのは「裁判所としての職責を放棄したことに等しい」と批判した。

推進派と慎重派それぞれの立場で議論が交わされている自民党の下村博文政調会長は23日、党本部で記者団に「最高裁判断も参考に、次期衆院選が終わってから本格的に議論する」と述べた。立憲民主党の安住淳国会対策委員長は同日、記者団に「時代遅れだ。時代に合った対応を次期衆院選で訴えたい」と語った。立民は選択的夫婦別姓制度の実現を掲げている。

本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は、日本経済新聞社またはその情報提供者に帰属します。また、本サービスに掲載の記事・写真等の無断複製・転載を禁じます。

Nikkei Inc. No reproduction without permission.